

かすみがうら市こども計画

令和7年度～令和11年度

【概要版】

～こども・若者への理解を深め、
こども・若者と子育て世代が安心して暮らせる環境づくり～



令和7年3月

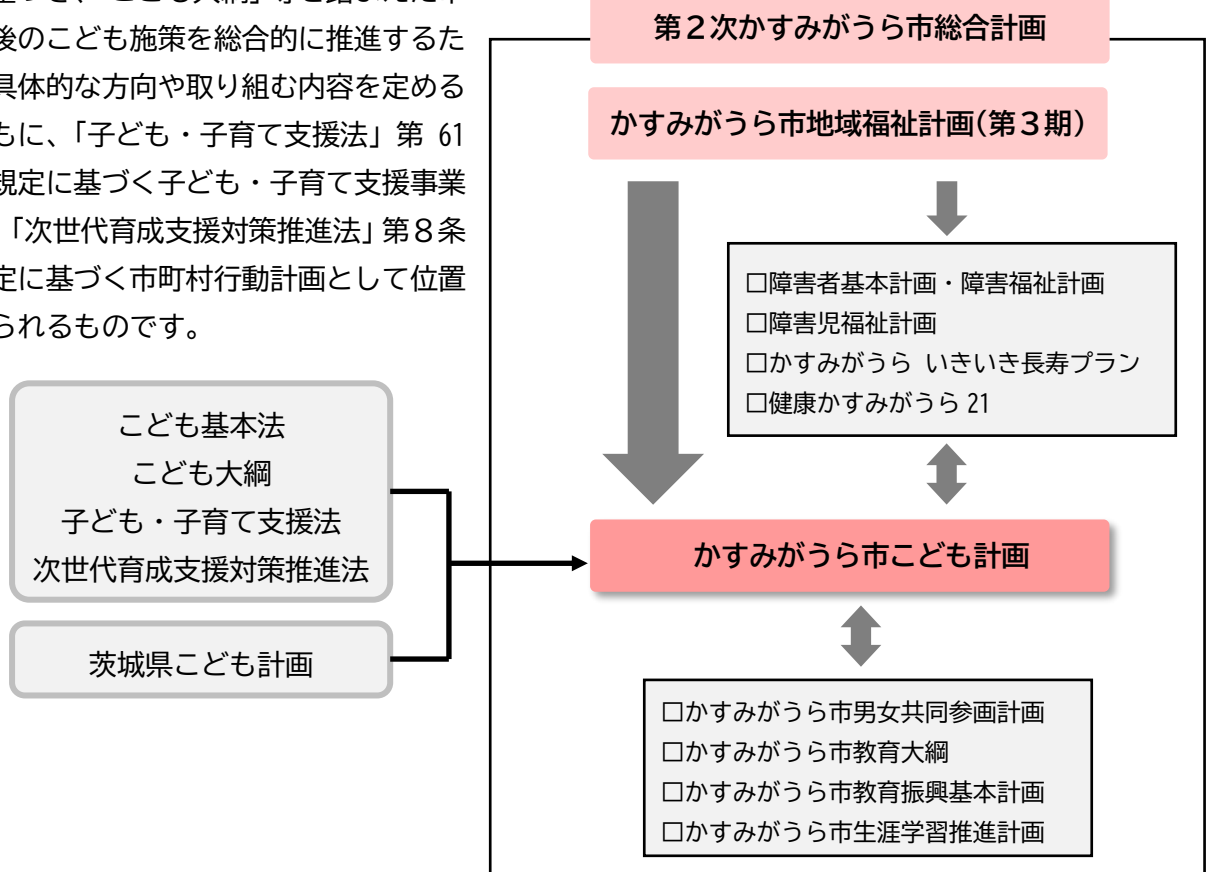
I かすみがうら市こども計画の概要

1. こども計画とは

本計画は、「こども基本法」第10条の規定に基づき、「こども大綱」等を踏まえた市の今後のこども施策を総合的に推進するために具体的な方向や取り組む内容を定めるとともに、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく市町村行動計画として位置付けられるものです。



かすみがうら市公式キャラクター
かすみがうにゃ



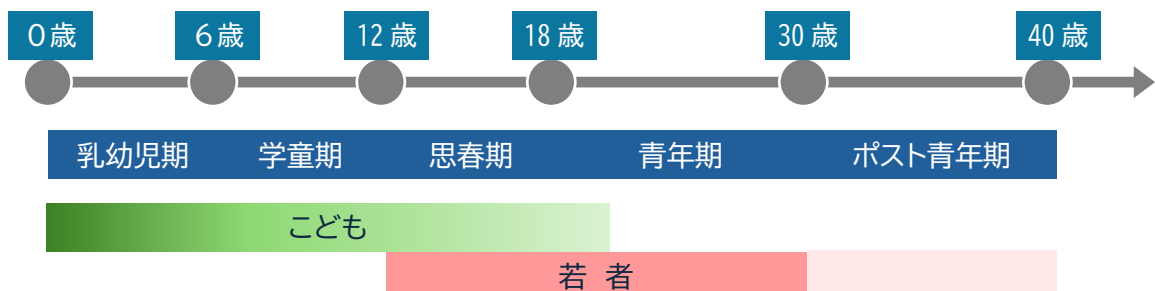
2. かすみがうら市こども計画の計画期間と対象

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

また、計画の対象は、こどもの定義を踏まえ、妊娠期を含めた0歳から30歳までとし、円滑な社会生活を営む上で困難を有する方に対する施策については、ポスト青年期である40歳未満を対象とします。



©かすみがうら市



Ⅱ こどもを巡る環境

こどもの育ちや教育を巡る環境については、次のような背景が挙げられます。

社会環境の変化による影響

人々の価値観や生活様式の多様化、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティ意識の衰退、過度に経済性や効率性を重視する傾向、大人優先の社会風潮などの社会状況が、地域社会などにおけるこどもの育ちを巡る環境や家庭における親の子育て環境に影響を与えているとされています。

家庭や地域の教育力の低下

地域社会の大人が地域のこどもの育ちに関心を持たず、積極的にかかわろうとしない、かかわりたくてもかかわり方を知らないという傾向が見られています。一方、家庭においては、子育てに不安やストレスを感じるケースも多くなっている他、自制心や耐性を含め基本的な生活習慣を身につけること、運動能力の低下、世代間交流機会の減少などが課題となっています。

こどもの権利の尊重

いじめや不登校といった従来から課題として認識されている問題に加え、近年では、こどもの貧困、虐待、ヤングケアラーといった新たな課題が顕在化しており、こどもの権利が守られる社会の実現が求められています。

若者の希望ある未来の実現

若い世代は、雇用形態の変化、所得や社会保障制度に対する不安などにより、結婚や子育て、キャリア形成といった、将来のライフイベントに対する希望が描けない状況となっており、若者が自身の未来に希望を持てる環境づくりが求められています。

また、本市のデータや意向調査などから、本市ではこどもを巡る環境を整理すると、次のようになります。



©かすみがうら市

■地域ごとにこどもを巡る環境が異なっています。

○こどもが育つ環境について関心があることについては、全体では「インターネット・SNSの普及」が多くなっています。また、霞ヶ浦地区や千代田地区では「少子化」、稲吉地区では「こどもの居場所」について関心が高くなっています。

■スマートフォンなどによる影響が懸念されています。

○市街地と集落地域では、家族構成や祖父母との近居、同居関係などに違いがみられています。

■子育て支援のニーズは多様になっています。

○意向調査では、子育てに関する経済的支援、安全・安心に過ごせる公園や施設、こどもの医療体制の充実、学校以外での学習支援「子育てと仕事を両立できる職場環境づくりの支援、スポーツ活動などが挙げられ、多様な分野の連携が必要となっています。

IV こども計画策定あたっての課題

こどもの育ちを巡る背景や意向調査などから、こども計画策定にあたっての課題を次のように整理しました。



©かすみがうら市

☑ 課題－１ こどもまんなか社会の実現に向けた啓発の推進

こどもまんなか社会の実現についての意識の醸成に向けた啓発を推進する必要があります。

☑ 課題－２ こどもと子育てをする家庭への切れ目のない支援

子育て世代のニーズを考慮しながら、適切な支援を講じるとともに、支援を必要とするこどもや子育て家庭に情報が行き届くよう、情報発信を強化する必要があります。

☑ 課題－３ 多様化する保育ニーズへの対応

本市における保育ニーズの実態を考慮しながら、効果的な保育サービスを提供することが重要です。

☑ 課題－４ 子育てと仕事（キャリア形成）の両立に向けた支援

子育て家庭に対する必要な支援施策を講じるとともに、家庭や地域における男女共同参画の推進、事業者におけるワーク・ライフ・バランスの実現等に対する啓発を一層充実する必要があります。

☑ 課題－５ 困難を抱えるこどもや家庭に対する支援

子育てに対する不安やストレス、経済的な困難、ヤングケアラーや貧困の連鎖などに対する支援、地域や人的交流からの孤独についての早期発見や相談支援体制の強化が必要です。

☑ 課題－６ こどもの学びの環境の向上

家庭や教育・保育施設、地域が連携し、適切な学びと多様な体験ができる環境を切れ目なく提供すること、地域や異なる世代との関わりなどを通じ、社会性を学ぶ機会を提供することも必要です。

☑ 課題－７ 自身の希望の実現を支援する環境づくり

若い世代が、引き続き将来に希望を持ち、就職や出会い・結婚、子育て、キャリア形成など、自らの希望の実現に向けて挑戦できる環境づくりを推進する必要があります。

☑ 課題－８ 安全・安心な子育て・子育て環境の整備

こどもを巡る環境について不安を感じる保護者が多くなっており、安全・安心な環境でこどもが成長できる環境づくりに取り組む必要があります。

IV 計画の基本理念と基本方針

本市におけるこども計画の推進においては、こども・若者とともに、子育てに携わる世代が、幸せを実感できる環境づくりを目指します。

【計画の理念】

～こども・若者への理解を深め、
こども・若者と子育て世代が安心して暮らせる環境づくり～



©かすみがうら市

基本目標と基本方針を踏まえ、ライフステージ別の重点目標を次のように設定します。

		基本方針－1 	基本方針－2 	基本方針－3 
基本方針 ライフステージ		こども・若者が希望を持って成長できる環境を創ります	こども・若者の育ちの場となる家庭や地域を支えます	こども・若者の成長と学びを支援します
保護者に対する支援	妊娠～出産期 	○妊娠・出産を希望する若者を支援します。	○妊娠・出産に対する不安・悩みの解消、経済的負担に対する支援を行います。	○家庭や地域における学びの大切さを周知し、家庭教育や、スポーツ・文化活動、地域との交流を促進します。
	未就学期 	○こどもにとって安全な環境を創出し、遊びを通じた心身の成長を支援します。	○子育てと仕事、キャリア形成の両立を支援します。 ○多様化する保育ニーズに対応するとともに、子育てに対する不安・悩みに対する支援を行います。	○遊びを通じて多様な経験ができる環境を創ります。
	就学期（小学校） 	○学校や家庭、地域における活動を通じ、学びに対する興味・関心を醸成します。	○学校や地域との連携を深め、こどもや若者が成長する環境の向上に努めます。	○学校教育や地域活動を通じた学びや体験の機会を作ります。
	就学期（中学校・高等学校） 	○学びや体験を通じて自身のライフプラン形成を支援します。	○こどもや若者の暮らしの基盤である家庭環境の向上を支援します。	○こころと身体の健康づくり、悩みや不安に対する支援を行います。
	青年期 	○体験などを通じて地域や社会との参加機会を創出し、将来の進路や自立に向けた支援を行います。	○困難を抱える若者や家庭を支援するとともに、地域や社会における参加機会を提供します。	○将来への希望を持ち、自己実現に向けて成長できるよう、こころと体の健康づくりや様々な体験機会を提供します。

基本方針－１



こども・若者が希望を持って
成長できる環境を創ります

1-1 こどもや若者を取り巻く環境についての啓発

- ①こどもまんなか社会に対する意識の醸成

1-2 こどもの権利に関する意識と理解の醸成

- ①こどもの権利に関する啓発の推進

1-3 妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援の充実

- ①児童の支援ネットワークの構築
- ②安心して妊娠・出産できる環境づくり
- ③こども医療の充実
- ④多様な保育ニーズへの対応に対する支援

1-4 こどもが育つ環境づくりに対する参加の促進

- ①安全に多様な遊びができる環境の整備
- ②公共施設、建築物等のバリアフリー化
- ③歩道の整備及び安全管理
- ④公園管理の適正化
- ⑤公共交通機関の充実
- ⑥交通安全対策の充実
- ⑦こどもの安全確保の推進
- ⑧防犯・防災対策の充実

1-5 地域において活動する機会の充実

- ①地域資源に触れる教育の充実
- ②地域の魅力（良さ）を伝える出前授業
- ③まちの未来を考えるワークショップ

1-6 希望の実現を目指す、こども・若者に対する相談・支援体制の充実

- ①こども・若者に対する相談・支援体制の充実

1-7 こどもや若者のニーズの把握

- ①こどもや若者の意見を聞く機会の整備



©かすみがうら市



子ども未来フェスティバル

基本方針－2



こども・若者の育ちの場と
なる家庭や地域を支えます



男女共同参画講座
『パパと一緒にクッキング！』



©かすみがうら市

2-1 こどもの居場所づくりと関わりの促進

- ①子育て支援施設の充実
- ②こどもが安心して活動できる場の整備
- ③ウエルネスプラザの活用
- ④やまゆり館の活用
- ⑤暮らしの場における公園の整備
- ⑥地域資源を生かした公園の整備

2-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ①ひとり親家庭に対する経済的支援の充実
- ②ひとり親家庭に対する相談・支援体制の整備
- ③各種資金貸付制度の利用促進

2-3 困難を抱えた若者への自立支援の推進

- ①相談・支援体制の整備

2-4 子育て世帯への経済的な支援の充実

- ①子育てに対する経済的支援の充実
- ②就学支援の実施
要・準要保護就学援助費/特別支援就学奨励費
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業

2-5 外国につながるこどもと保護者への支援の充実

- ①外国につながるこどもに対する支援
- ②多文化共生に向けた取組の充実
- ③情報提供、相談・支援体制の整備
- ④教育・保育施設に対する支援の充実

2-6 支援を必要とするこどもと保護者への支援の充実

- ①不登校・いじめの防止等に対する取組の充実
- ②保育所等での障害児保育
- ③保育所等での保育支援相談
- ④相談支援ファイルによる支援
- ⑤障害児の支援ネットワーク
- ⑥障害福祉サービス
- ⑦各種手当の支給

2-7 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①子育て世代が働きやすい環境の整備
- ②ワーク・ライフ・バランスに関する意識の醸成
- ③キャリア形成の支援
- ④男女共同参画の推進
- ⑤職場環境整備に対する啓発

2-8 誰一人取り残すことなく、健やかに成長できる環境づくり

- ①こどもの暮らしに対する支援の強化
- ②ヤングケアラーに対する支援の充実

基本方針－3



こども・若者の成長と学びを
支援します



高校生会



©かすみがうら市

3-1 必要とされる保育サービスの提供
(こども・子育て支援事業計画)

- ①就学前保育の充実
- ②就学児保育の充実

3-2 こどもたちの主体的な学びを支える教育環境の整備

- ①こどもと親の成長を支援する切れ目のない支援の提供
- ②幼児教育・保育等の質の確保と向上
- ③特色ある教育の実施
- ④教育・保育を担う人材の資質や就業環境の向上
- ⑤教育・保育施設の指導監督、評価
- ⑥幼児教育アドバイザーの育成・配置
- ⑦格差のない教育機会の確保

3-3 家庭や地域の教育力の向上

- ①家庭教育の推進
- ②要支援・要保護児童支援事業による支援
- ③虐待の防止と相談体制の整備

3-4 健全な身体づくりと食育の推進

- ①正しい生活習慣に対する啓発
- ②ライフステージに応じた食育の推進
- ③望ましい食習慣づくり

3-5 スポーツ・レクリエーション環境、文化・芸術活動の充実

- ①世代に応じたスポーツ機会の充実
- ②芸術・文化に触れる機会の充実

3-6 青少年が健全に成長できる環境の整備

- ①家庭児童相談室の充実
- ②思春期相談の充実
- ③学校と地域の連携体制の強化
- ④非行防止と健全育成の推進

3-7 若者の社会参加支援

- ①地域活動への参加の促進
- ②コミュニティ活動の充実

かすみがうら市こども計画【概要版】

令和7年3月

発行：かすみがうら市／編集：保健福祉部 子育て支援課

(千代田庁舎) 〒315-8512 かすみがうら市上土田 461 番地

❀ お問い合わせは
こちら！

電話：0299-59-2111 (代表)